富山県商店街活性化支援事業費補助金交付事務取扱要領

１　富山県商店街活性化支援事業費補助金の取扱いについては、富山県補助金等交付規則（昭和 37 年規則第 10 号）及び富山県商店街活性化支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

２　要綱第２条第９号の「知事が適当と認める団体等」とは、次に掲げるものとする。

(1)　重点支援事業、魅力づくり支援事業及び人づくり支援事業においては、次に掲げる条件を満たすもの。

ア　県内を主な活動範囲としていること。

イ　５名以上の中小小売商業者が事業に参加していること。

ウ　共同事業を行う目的で規約等を制定していること。

(2)　賑わいづくり支援事業においては、次に掲げる条件を満たすもの。

ア　県内を主な活動範囲としていること。

イ　約款、規約等により代表者の定めがあること。

３　次に掲げる経費は、補助対象経費に含まないものとする。

(1)　補助事業者の人件費

(2)　土地の購入に係る経費

(3)　土地及び建築物の取得に伴う補償に係る経費

(4)　各種許認可の申請に要する経費

(5)　飲食・物品（景品）の提供に要する経費

(6)　その他補助金を交付することが適当でないと認められる経費

４　要綱第４条第１項第２号に規定する「知事が特に認める場合」とは、次のいずれかに該当する場合とする。

(1)　事業の独自性又は独創性が高く県内他地域へのモデル的波及効果が期待できる場合

(2)　事業の必要性又は緊急性が高い場合

(3)　その他知事が特に認める場合

５　補助事業者は、商工団体等と十分な連携のもとに事業を実施するとともに、市町村は、事業実施にあたっては、補助事業者に対して十分な指導・助言を行うとともに、補助事業の効果が十分あがるよう協力すること。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。